

山下公園レストハウスにおける収益機能等の公募設置等に係る特定公園施設譲渡契約書（案）

譲渡人 ○○○○（以下「甲」という。）と譲受人 横浜市（以下「乙」という。）とは、両者間で令和○年○月○日に取り交わした「山下公園レストハウスの収益機能等の公募設置等に係る基本協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、次の条項により、譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（譲渡物件）

第1条 甲が乙に譲渡する物件（以下「譲渡物件」という。）は、別添「特定公園施設図面」のとおりである。

（所有権の移転）

第2条 譲渡物件の所有権は、令和○年○月○日に、甲から乙に移転する。

（譲渡物件の対価）

第3条 譲渡物件の対価は、無償とする。

（譲渡物件の引き渡し）

第4条 甲は、令和○年○月○日に、譲渡物件を現状有姿のまま、乙に引き渡す。

（瑕疵担保）

第5条 乙は、前項の期日までに譲渡物件の構造上の欠陥、破損等の瑕疵により公園の管理運営に支障が生じる恐れがある場合は、甲に対し、その瑕疵を甲の費用をもって補修するよう請求することができる。

（契約の費用）

第6条 本契約の締結に要する費用は、甲の負担とする。

（本契約の変更）

第7条 本契約の変更については、甲及び乙の書面による同意をもってのみこれを行うことができる。

（裁判管轄）

第8条 本契約に関して紛争が生じたときは、横浜地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

（協議）

第9条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

令和○年○月○日

（甲） ○市○町○丁目○番○号  
○○○○  
代表取締役 ○○ ○○ 印

（乙） 横浜市中区本町6丁目50番10  
横浜市  
横浜市長 山中 竹春 印